

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ペガサス財団（以下「財団」という。）定款第15条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれるものをいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費であり、報酬とは、明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員に対して、職務遂行の対価として報酬を支給することができる。ただし役員を兼務する事務局長に対しては、財団給与規程に基づき給与を支給することができるものとし、この場合、役員報酬は支給しない。

- 2 役員には、役員賞与及び退職手当は支給しない。
- 3 前項までの規定にかかわらず、役員及び評議員本人から報酬を辞退する旨の申し出があった場合には、本条に定める報酬は支給しない。

(報酬の額)

第4条 常勤役員の報酬の額は月額とし、別表第1に定める年度総額の範囲内で、評議員会において決定する。

- 2 非常勤役員への報酬は、会議等への出席又は決議の省略による意思表示の都度、別表第2に基づく金額を、同表に定める年度総額の範囲内で支給する。
- 3 評議員への報酬は、定款第15条に定める金額の範囲内で、会議等への出席又は決議の省略による意思表示の都度、別表第3に基づく金額を支給する。
- 4 前項に定める報酬のほか、常勤役員には通勤手当を支給する。支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする財団給与規程に準ずるものとする。
- 5 第2項及び第3項に定める決議の省略による意思表示に係る報酬は、意思表示をした時点をもって支給するものとする。

(費用)

第5条 常勤役員がその職務の執行に当たって負担した交通費、旅費等の額については、別に定める財団旅費規程に基づくものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員がその職務の執行に当たって必要となった交通費については、経済的な通常の経路及び方法により計算した額を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 本規程に定める報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ毎月20日に振り込むことができる。ただし、その日が金融機関の休業日に当たるときは前営業日に繰り上げる。

2 報酬等は、役員及び評議員の負担する源泉徴収所得税、同地方税、健康保険料及び厚生年金保険料を控除して支払う。

(報酬の額の日割計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その翌月から報酬を支給する。ただし、1日付で新たに常勤役員に就任した者には、当月から報酬を支給する。

2 任期満了等により月の途中で常勤役員を退任した場合は、役員報酬の月額の日割計算を行わず、1か月分を支給する。

(公表)

第8条 財団は、この規程をもって、認定法第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成30年7月1日から改正施行する。

この規程は、令和6年4月1日から改正施行する。

別表第1(第4条関係)

役 職 名	全常勤役員の年度総額(合計)
常勤役員	職務執行に係る報酬として 年度総額 13,000,000円以内とする。

※源泉所得税控除前の金額

別表第2(第4条関係)

役 職 名	会議等への出席 (1人あたり)	決議の省略による意思表示 (1人あたり)	全非常勤役員の 年度総額(合計)
非常勤役員	1回 20,000円	1回 20,000円	900,000円

※源泉所得税控除前の金額

別表第3(第4条関係)

役 職 名	会議等への出席 (1人あたり)	決議の省略による意思表示 (1人あたり)
評議員	1回 20,000円	1回 20,000円

※源泉所得税控除前の金額